

## 広報まつど「ユーカーひろば」掲載のきまり ※申込書は裏面です

広報まつど「ユーカーひろば」欄は、市民の自主的なサークルなどの催しや公共の利益に資する団体などの活動をお知らせするものです。この欄への掲載には、基準や注意事項があります。

### ●掲載団体の基準

1. 市民の自主的なサークルや公共の利益に資する団体
2. 政治・宗教・営利目的ではないサークル・団体
3. 発足から1年以上経過し、現在活動中のサークル・団体
4. その他、広報広聴課長が適切と認めるサークル・団体

※必要に応じて、会則・会員名簿などを提出していただく場合があります。

### ●掲載記事の基準

1. 政治・宗教・営利目的と誤解される恐れのあるものは掲載できません。
2. 同一団体の連続掲載はできません。
3. 掲載回数の上限は、1年度当たり6回です（「会員募集」は、そのうち1回のみ）。
4. 1回に掲載できるのは、1団体当たり1つの催し物または1つの会員募集です。

### ●掲載内容

1. 「催し物」は、タイトル・日時・会場・費用・申込方法・団体名・連絡先を掲載します。
2. 「会員募集」は、団体名・日時・会場・費用・入会金・連絡先を掲載します。
3. 申し込み先・問い合わせ先は、1団体につき1つとします。FAXでの申し込みは、FAX番号のみ掲載します。郵送・ホームページなどでの申し込みは、手段のみ掲載します。

### ●注意事項

1. 紙面に限りがあるため、掲載できない場合があります。その場合、広報広聴課からの連絡はありません。
2. 紙面に限りがあるため、掲載内容を大幅に割愛する場合があります。
3. 講師が代表者となって募集する場合や、講師と生計を一にする人が代表者になっている場合など、営利目的や営利と誤解される恐れのあるものは掲載できません。
4. 社会教育関係団体は、この用紙では申し込みできません。

以下の担当部署にお問い合わせください。

文化系：社会教育課 ☎047-367-7813、スポーツ系：スポーツ課 ☎047-703-0601

5. 掲載する際の優先順位は、以下のとおりです。  
①社会教育関係団体 ②市の担当部署が仲介し、かつ広報広聴課が適切と認めた団体  
③市内の団体が、市内で行う催し物 ④市内の団体が、市外で行う催し物  
⑤市外の団体が、市内で行う催し物 ⑥市外の団体が、市外で行う催し物 ⑦その他
6. 「広報まつど」は、インターネットの「松戸市公式ホームページ」にも掲載されます。
7. 校正（掲載内容の確認）は、掲載号の発行日の約2週間前にFAXまたはEメールで行います。校正期限（校正日の翌開庁日の午前11時）までに連絡が取れない場合は、掲載されません（FAX・Eメールのいずれも使用できない場合は、電話で口頭確認します）。
8. 参加者・申込者とのトラブル・苦情などは、自主的に解決してください。その際、広報紙の信頼性を低下させたと認められる場合は、以降の掲載をお断りすることがあります。

### ●お問い合わせ

松戸市役所広報広聴課

☎047-366-7320、FAX047-362-6162、Eメール [mckouhou@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mckouhou@city.matsudo.chiba.jp)

## 広報まつど ユーカリひろば掲載申込書（催し物）

団体名	ふりがな -----					
団体発足日	西暦	年	月	日	会員数	人
主な活動内容				過去掲載有無	有・無	
代表者	ふりがな -----					
	氏名					
	住所					
	電話番号（日中に連絡の取れるもの）			原稿校正時連絡先（FAX・Eメール）		

掲載希望内容	希望掲載号	西暦					年	月	1・15	日号（いずれか1つに○）
	タイトル	ふりがな -----								
	開催日時	月	日	曜日	時	分～	時	分		
	会場	ふりがな -----								
	定員	先着・抽選			人	費用	なし・あり		円	
	申し込みがある場合（いずれか1つに○）				電話・FAX・郵送・ホームページ・当日会場で					
	問い合わせ	ふりがな -----			氏名					連絡先

●お申し込みにあたっての注意事項

- ・裏面『広報まつど「ユーカリひろば」掲載のきまり』をよくお読みください。
- ・締め切り日は、1日号は希望掲載号の前々月の20日、15日号は前月の5日です。
- ・掲載できない場合は、広報広聴課からの連絡はありません。

	年	月	日
広報広聴課利用欄			
課長			

<b>申込書提出方法</b>	お問い合わせ：広報広聴課 ☎047-366-7320
①FAX	047-362-6162
②Eメール	mckouhou@city.matsudo.chiba.jp
③郵送・直接持参	松戸市根本 387 番地の 5 松戸市役所 新館 5 階 広報広聴課